

## 医療安全管理に関する取り組み

当院では東戸塚記念病院医療安全管理指針の基本理念に基づき、医療従事者個人における事故防止対策と、医療施設全体の組織的な事故防止対策の二つの方向で推し進めることにより、医療事故の発生を未然に防ぎ、患者さまが安心してかつ良質な医療を受けられる環境を整えることを目的として、医療安全管理体制を確立し活動しております。

### 当院における医療安全の基本的考え

1. 患者さまの安全の確保
2. 安全な仕組み作りの構築
3. 安心と安全かつ良質な医療を受けられる環境作り

### 安全管理体制

1. 医療安全管理委員会の設置（定例会議 1 回／月開催）
2. 医療事故調査委員会の設置（臨時：院長指示にて召集開催）
3. 病院長の諮問機関として安全管理部門設置・医療安全管理者の配置
4. 各職場において安全対策の確立を指導するリスクマネージャーの配置
5. 安全対策マニュアル遵守
6. 患者相談窓口の設置（医療安全・入院生活・治療に対する不安などの相談）

### 主な活動内容

1. インシデント報告  
病院内に潜在するエラー発生要因を把握し改善するため、各医療従事者が医療事故に繋がる可能性のある事例（ヒヤリ・ハットしたこと）を発見・体験した場合、インシデント事例として各職場のリスクマネージャーへ報告し、医療安全管理部門にて集計を行い安全管理委員会へ報告しています。
2. インシデント報告の分析・改善策の立案  
報告を受けたインシデント事例については医療安全管理部門にて集計・分析を行い、組織全体での改善が必要とされた場合は医療安全委員会へ審議事項として取り上げ対策を検討します。（一部省略）
3. 研修会の実施  
院内安全管理のための基本的な考えをおよび具体的方策について職員へ周知徹底し、職員の安全に対する意識及び安全に業務を遂行するための技能向上を目的として、年 2 回全体への研修会を行います。
4. 当院は医療安全の遂行に務め、事故のない医療を提供するように努めています。疾患に関する医学的な質問並びに生活上や入院中の不安等に関する相談、また医療安全に関する相談もお受けしています。

ご相談は正面玄関入口 医療相談窓口にお問い合わせください。（平日：8:30～17:30、土曜日は 12:30迄）  
医療安全に関するご相談はいつでも対応致します。相談窓口へご相談ください。

2019年4月1日改訂

IMS グループ 医療法人財団 明理会  
東戸塚記念病院

